

[市民自治]基本計画施策表

章	節	項	細項目	担当課	ページ
市民自治	市民参加	広報活動の充実	広報の充実及び情報化対応の推進	秘書広報課	190
			市民からの意見を聴く機会の充実	秘書広報課	192
		広聴活動の充実	相談業務の充実	生活課	192
	情報化	情報化の推進	情報通信環境の整備	総務課	194
			電子自治体の推進	総務課	194
	コミュニティ	コミュニティ活動の促進	コミュニティ活動の育成と地域コミュニティ施設の整備充実	生活課	196
	男女共同参画	男女共同参画社会づくりの推進	男女共同参画社会づくりに関する意識の定着	企画政策課	198
			あらゆる分野における男女共同参画	企画政策課	198
			男女がともにいきいきと活動できる環境づくり	企画政策課	198
	適切な行財政運営	行政管理の充実	組織機構の確立	総務課	200
			人事管理の適正化	職員課	200
			文書管理の適正化	総務課	200
			情報公開の適正な運用	総務課	200
		計画行政の推進	市民意識調査の実施	企画政策課	205
			計画の推進	企画政策課	205
			行政評価システムの運用	企画政策課	205
		財政の健全化	財源の充実・強化	市民税課・資産税課・収税課	207
			財政運営の効率化	財政課	207
		行財政改革の推進	行財政改革の推進	行財政改革推進課	209
		行政拠点の整備	本納支所の整備	本納支所	210
			公共施設の計画的維持管理の推進	企画政策課	210
			国機関の集約	企画政策課	210
		時代潮流にあわせた行政の推進	ボランティア活動等の促進	生活課	212
			官民協力体制の整備（PFI等）	企画政策課	212
	地方分権の推進		企画政策課	212	
	広域行政（連携）	広域行政（連携）の推進	周辺自治体との協力推進	企画政策課	214
			地方拠点都市地域の整備	企画政策課	214

## 第1節 市民参加

### 第1項 広報活動の充実

#### 現況と課題

##### 広報の充実及び情報化対応の推進

現在、市民への情報提供は、広報紙やホームページ、携帯電話版ホームページ、庁舎内の電光掲示板、地上デジタル放送千葉テレビの市町村情報システムなどの方法によって行っています。

行政が複雑多岐にわたり、市民ニーズも多様化する現代社会においては、的確な情報を迅速に幅広く提供し、理解と関心を深め、市民の参加を促すための広報活動が必要です。

広報紙は平成8年度から月2回、1日と15日に発行して、新鮮な情報提供に努めるとともに、情報を迅速かつ確実に市民に伝達するため、新聞折り込み等で配布しています。

##### 広報紙発行の推移

年	区分	広報もばら	
		年間ページ数	月平均ページ数
17		292	24.3
18		292	24.3
19		304	25.3
20		308	25.7
21		300	25.0

平成18年度以降は議会だより20ページを含む

#### 基本方針

市民の市政への参加意識を高めるためには、市政の現状や目標などについての情報提供が必要であることから、従来どおり広報紙を発行するとともに、パソコンや携帯電話、地上デジタル放送による千葉テレビの市町村情報

システムなどのマルチメディアを効果的に活用した広報を推進します。

また、ディスプレイ<sup>96</sup>などの電子的な表示機器を使った市民への情報提供についても調査研究します。

#### 施策体系

広報活動の充実

広報の充実及び情報化対応の推進

## 事業計画

### 広報の充実及び情報化対応の推進

1. 市の情報を迅速かつ、各家庭に確実に伝達するため、広報紙を従来どおり発行し、新聞折り込み等を継続します。

2. ホームページおよび携帯電話版ホームページ（モバイルもばら）のさらなる充実を図ります。

## 主要事業

・ 広報紙発行

・ ホームページおよび携帯電話版ホームページ（モバイルもばら）の運用

## 第2項 広聴活動の充実

### 現況と課題

#### 市民からの意見を聴く機会の充実

市民各層の意見や要望等を市政に反映させるため、「市長への手紙」や各種アンケート調査などを実施しています。また、「市長と話し合う会」や各種団体等との座談会も開催し、市民の参加を促進しています。

しかしながら、参加者が各種団体役員等に偏る傾向にあるため、今後、より幅広い市民の参加が可能となる方法に改善するとともに、市民の意識や意向を正しく把握し、その声を行政に的確・迅速に反映させる必要があります。

#### 相談業務の充実

多種・多様化する市民の相談等に対処するため、市民相談員による助言・指導、弁護士による無料法律相談、人権擁護委員や行政相談委員による人権・行政相談、また、千葉県交通事故相談所職員による交通事故相談を実施しています。

市民からの相談等について、迅速かつ適切に対処できるよう各種相談業務の充実を図る必要があります。

#### 市民参加

年	区分	市長と話し合う会	
		回数	参加者
17		5	325
18		5	347
19		5	198
20		5	305
21		5	237

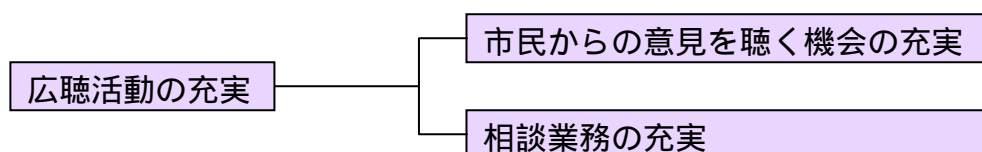
#### 各種相談件数の推移

年	区分	各種相談	
		市民相談件数	法律相談件数
17		594	235
18		804	246
19		599	244
20		521	241
21		484	241

### 基本方針

1. 市民参加の促進を図るため、より多くの機会、場所をとらえて市民の行政に対する意見等を的確に把握するように努めます。
2. 市民からの相談等について、迅速かつ適切に対処できるよう、各種相談業務の充実を図ります。

### 施策体系



## 事業計画

### 市民からの意見を聴く機会の充実

市民の持つ創意と活力を行政に反映させるため、今後も「市長への手紙」や各種アンケート調査の有効活用を図るとともに、パブリックコメント<sup>97</sup>を実施します。

また、市民各層の参加による市長との対話の機会の充実や、各種団体との座談会を今後も開催し、開かれた市政運営を推進します。

### 相談業務の充実

多種・多様化する相談等に迅速かつ適切に対処できるよう関係部署・機関との連携強化により、相談業務の充実を図ります。

## 主要事業

- ・「市長への手紙」の活用
- ・各種アンケートの実施
- ・各種座談会の開催
- ・市民相談
- ・無料法律相談
- ・人権・行政相談
- ・交通事故相談

## 第2節 情報化

### 第1項 情報化の推進

#### 現況と課題

##### 情報通信環境の整備

インターネットに代表されるICT<sup>98</sup>の飛躍的な発展は、社会全般にわたり、大きな変革と可能性をもたらしています。

しかし、急速なICTの普及は、市民にもたらされる恩恵が非常に大きい反面、ICTを活用できる者と活用できない者の間に社会的格差が生じています。

このため、すべての市民がインターネットなどのICTを有効に活用できるよう、市民の情報活用能力の向上を図っていく必要があります。

##### 電子自治体の推進

国は、電子政府、電子自治体の取り組みについて世界最先端のIT国家を目指すe-Japan戦略<sup>99</sup>など様々な計画を推進してきました。

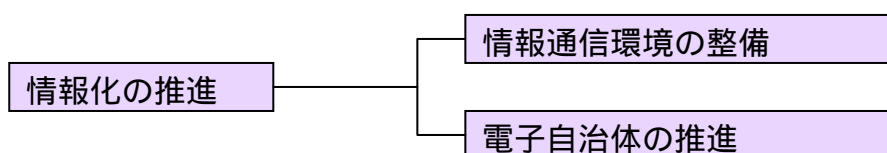
本市においては、住民基本台帳ネットワークシステム<sup>100</sup>や総合行政ネットワーク<sup>101</sup>および公的個人認証サービス<sup>102</sup>等、電子自治体の基盤整備を進めてきました。

今後はこれらの基盤を活用し、市民が利便性の向上を実感できる電子自治体のサービスを提供していく必要があります。

#### 基本方針

1. 子どもから高齢者までのすべての市民が情報化の恩恵を享受できるような環境づくりを推進します。
2. ICTの活用により、市民サービスの向上と行政運営の簡素化、効率化および透明性の向上を図ります。

#### 施策体系



## 事業計画

### 情報通信環境の整備

学校教育や生涯学習活動を通じて、市民の情報活用能力の向上を図ります。

### 電子自治体の推進

書面による申請・届出様式ダウンロードサービスの充実や入札のオンライン化の実現、業務の共同アウトソーシング<sup>103</sup>の推進、情報セキュリティ対策の強化などを行います。

## 主要事業

- ・ 電子申請・届出の調査研究
- ・ 電子入札の導入
- ・ 行政事務ネットワークの推進

### 電算処理業務の現況（26課 150業務）

平成22年4月1日現在		
課名	件数	電算処理内容
総務課	3	イントラネット、LGWAN、日曜開庁
職員課	1	職員給与
秘書広報課	1	インターネット
管財課	1	契約管理
財政課	5	予算編成、財務会計、決算統計、源泉徴収
資産税課	7	資産税、課税計算、家屋評価等
市民税課	17	住民税、軽自動車税、法人市民税、申告支援等
収税課	14	収納消込、口座振替、OCR、滞納管理等
市民課	14	住民記録、印鑑、外国人、戸籍、住基ネットワーク等
国保年金課	26	年金関係、国保関係、後期高齢者関係
環境保全課	2	畜犬管理、リサイクル事業報償金計算
社会福祉課	6	生活保護
障害福祉課	4	障害福祉手当、自立支援等
高齢者支援課	12	介護保険関係
子育て支援課	5	児童手当、保育科、栄養管理等
健康管理課	2	乳幼児医療、健康管理関係
農政課	5	米需給調整、分担金等
東部台文化会館	1	予約管理
建築課	3	住宅料金等
下水道課	2	下水道人口統計
学校教育課	4	新入学児童通知・学齢簿、中学校入学通知等
生涯学習課	3	成人式対象者名簿、3歳児家庭教育相談名簿等
体育課	1	受付支援
図書館	1	図書館情報
選挙管理委員会	9	20歳到達者名簿、各種選挙入場券、期日前選挙等
農業委員会	1	農家台帳関係

## 第3節 コミュニティ

### 第1項 コミュニティ活動の促進

#### 現況と課題

##### コミュニティ活動の育成と地域コミュニティ施設の整備充実

人々がその地域で生活を営む上で、日常生活をより豊かで快適に安心して暮らしていくためにコミュニティの充実は欠かせないものです。

現在、コミュニティ活動は、環境美化、社会教育、防犯・防災、福祉など多岐にわたっています。「魅力あるまち」「住んでいたいまち」を形成するために、コミュニティ活動は極めて重要な役割を担っており、その活動が活発に行われるためには、その地域に住む市民の積極的な参加が必要です。

今後も、自治会長連合会と連携しながら、コミュニティへの理解を深め、より多くの人々が積極的に参加できるよう地域の実情にあった施策を継続し、コミュニティ活動を支援していく必要があります。

また、コミュニティ活動の拠点施設である集会所や自治会館の整備を図り、地域住民が活動を行うための快適な場所づくりを支援する必要もあります。

##### 自治会の推移

各年4月1日現在

年度	区分	全市世帯数	自治会数	加入世帯数	加入率(%)
17		35,823	247	25,691	71.72
18		36,135	244	25,357	70.17
19		36,641	244	25,340	69.16
20		37,217	244	25,360	68.14
21		37,568	242	25,357	67.50

全市世帯数は住民基本台帳による数値

#### 基本方針

1. 市民一人ひとりが地域のまちづくりは自らの手で行うという自覚を持ち、行政と地域がお互いに協調連携しながら、より良いコミュニティの育成に努めます。
2. 活動の拠点となる施設の整備を支援し、コミュニティ備品の拡充を進め、コミュニティ活動の振興を図ります。

#### 施策体系

コミュニティ活動の促進

コミュニティ活動の育成と地域コミュニティ施設の整備充実



## 事業計画

### コミュニティ活動の育成と地域コミュニティ施設の整備充実

コミュニティ活動の育成や地域コミュニティ施設の整備充実を図るための各種支援策を講じます。

1. 自治会長連合会と連携し、新規自治会の設立、自治会への加入促進など、地域の実情に即したコミュニティ形成を支援します。

2. 集会所および自治会館の整備を支援します。
3. コミュニティ備品の充実を図ります。

## 主要事業

・集会所および自治会館の整備

・コミュニティ備品の充実

## 第4節 男女共同参画

### 第1項 男女共同参画社会づくりの推進

#### 現況と課題

本市では男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して平成16年3月に茂原市男女共同参画計画（第1次計画）を策定し、さまざまな施策を展開してまいりました。

しかしながら、平成20年度に実施した市民意識調査の結果を見ても、男女共同参画に関する意識が確実に定着しているとは言えず、政策・方針決定過程などへの女性の参画もいまだに十分ではないのが実情です。

このことから、第1次計画の成果を引き継ぐとともに、社会経済情勢やニーズの変化に対応するため、平成23年3月に「茂原市男女共同参画計画（第2次）」を策定しました。

少子高齢社会を迎え、大きく変動する社会環境に対応するためには、男女がともにいきいきと活動できる環境を整備し、一人ひとりが自分らしい生き方を選択できる男女共同参画社会づくりをさらに推進することが必要です。

#### 男女共同参画社会づくりに関する意識の定着

男女共同参画社会基本法の制定や男女平等に関する法制度の整備など、さまざまな取り組みが行われてきましたが、男女の能力や役割に対する固定的な考え方がいまだに根強く残っています。

#### あらゆる分野における男女共同参画

さまざまな分野への女性の参画は進みつつあるものの、政策・方針決定過程や地域社会、労働の場において、男女双方の意見が十分に反映されているとはいえないのが実情です。

#### 男女がともにいきいきと活動できる環境づくり

誰もが豊かでいきいきとした生活を送るためには、一人ひとりの心身の健康と安心して暮らせる生活環境の整備が必要ですが、現実の社会では仕事と生活の間に育児・介護などに関する問題を抱え、悩んでいる人が数多く見受けられます。

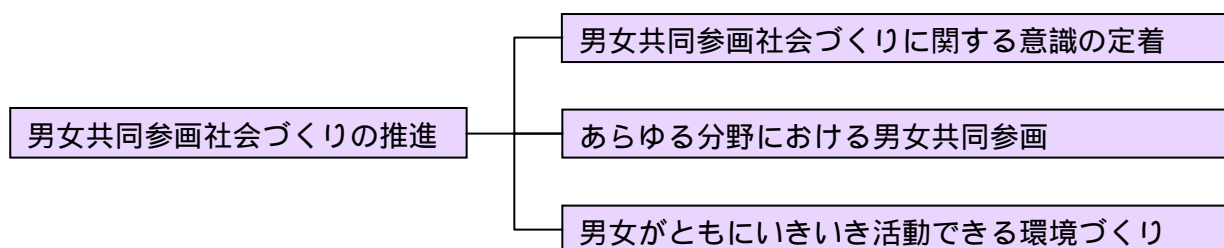
#### 基本方針

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、公平に利益を享受し、かつ責任を担うべき社会を形成するための体制を整備します。

また、一人ひとりがやりがいや充実

感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会の実現に向けて、ワーク・ライフ・バランス<sup>104</sup>（仕事と生活の調和）に取り組みます。

## 施策体系



## 事業計画

### 男女共同参画社会づくりに関する意識の定着

1. 男女共同参画社会づくりやワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）などをテーマとした講演会やフォーラム等を行い、理解を深めます。
2. 家庭教育、学校教育、生涯学習、地域活動などさまざまな場における活動を通して、男女共同参画の意識づくりに努めます。

### あらゆる分野における男女共同参画

男女双方の意見が政策や方針に反映されるよう、各種審議会等への女性の参画を促進するとともに、女性の能力や意欲が生かされるよう、男女雇用機会均等法などの雇用に係る法制度の啓発を進めます。

### 男女がともにいきいきと活動できる環境づくり

1. 保育や情報提供・相談業務などの子育て支援の充実を図ることにより、子育てに対する不安や負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりに努めます。
2. 高齢者・障害者介護の充実や心と身体の健康づくりを推進し、一人ひとりがいきいきと健やかに安心して暮らせる環境の整備に努めます。

## 主要事業

- ・ 講演会等の開催
- ・ 各種審議会等への女性の参画を推進・促進
- ・ 女性の積極的登用
- ・ 次期男女共同参画計画の策定

## 第5節 適切な行財政運営

### 第1項 行政管理の充実

#### 現況と課題

##### 組織機構の確立

社会経済の進展に伴う行政需要の多様化に対応するため、逐次、機構改革を実施し、平成22年4月1日現在では6部30課体制(市長事務部局)の組織機構となっています。

今後は、情報化、国際化や少子高齢化など社会状況の変化に対応し、さらには地方分権が進む中で、地方自身が独自の政策を形成し、時代の要請に柔軟に対応できるよう、組織の整備を図る必要があります。

##### 人事管理の適正化

国から示された地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針に基づき、職員数の削減に努めました。

地方分権の推進に伴い、地方自治体を取り巻く環境がめまぐるしく変化する中で、今後もさらに複雑多様化する行政需要へ対応すべく、職員の能力の向上や適正な職員配置が求められています。

##### 文書管理の適正化

ファイリングシステム<sup>105</sup>の導入により、文書の整理、保存、廃棄に至るまでシステム化し、事務能率の向上と良好な執務環境の維持に努めています。

今後は、紙文書と電磁的記録を合わせた公文書の管理方法について検討する必要があります。

##### 情報公開の適正な運用

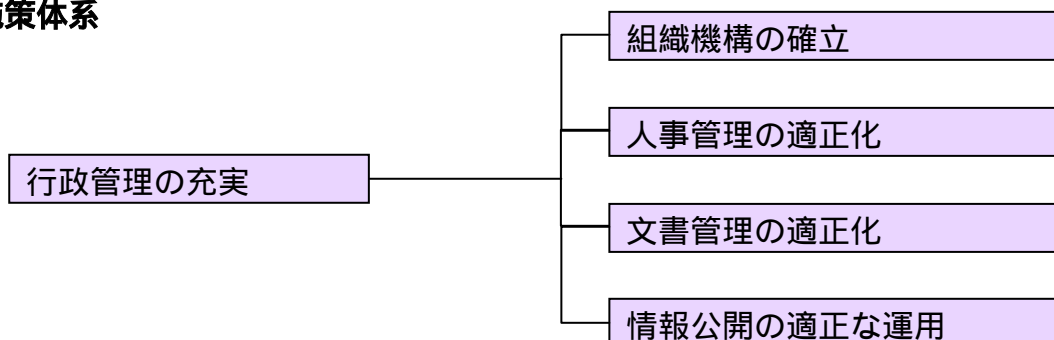
市民の行政への参画と開かれた市政の実現に向けて、平成11年度から公文書公開条例と個人情報保護条例を施行しています。

情報公開制度の適正な運用は、透明性の高い市政を実現していく上でもその基礎を成す重要なものであることから、会議の公開などを含めた情報公開制度の総合的な推進を図る必要があります。

## 基本方針

1. 行政需要や多様化した市民ニーズに対応できる組織の確立を目指します。
2. 新たな行政需要に敏感かつ柔軟に対応し、常にコストを意識した高度な行政運営に対応できる職員の育成に努めます。また、限られた人的資源を有効活用し、市民サービスの向上に努めます。
3. 業務の多様化、複雑化に伴う文書量の増大に対処するとともに、公文書公開請求に迅速に対応できるよう文書管理の改善に努めます。
4. 総合的な情報公開を推進し、行政に対する信頼を確保するとともに、市民の行政への参画を促進します。

## 施策体系



## 事業計画

### 組織機構の確立

組織の簡素化、適正化を念頭に置き、社会の状況変化に伴う行政需要や市民の多様なニーズに対応できるよう組織の確立を図ります。

### 人事管理の適正化

職員の業務遂行能力、企画・立案能力、効率的な行政運営を行うための経営感覚など、総合的な能力の向上を図るための研修を充実します。

能力主義、実績主義に基づく人材登用を図るための適正な評価制度を導入し、職員のやる気を醸成します。

定員管理については、適正な水準の

維持に努めるとともに、各課の事務事業を的確に把握し、職員を適材適所に配置します。また、職員の年齢構成については、長期的視点に立って平準化に努めます。

### 文書管理の適正化

電磁的記録を加えた公文書目録の作成を図り、適正な文書管理に努めます。

### 情報公開の適正な運用

公文書公開制度及び個人情報保護制度の利用促進を図るとともに、各種会議の公開を含めた行政からの積極的な情報提供に努めます。

主要事業

・人事評価制度の導入

職員数の推移

区 分 部 門		職 員 数 (人)					対前年増減数 (人)					
		18	19	20	21	22	18	19	20	21	22	
普 通 会 計	福 祉 関 係 を 除 く 一 般 行 政	議 会	6	6	6	6	6	1	0	0	0	0
		総 務	123	128	117	119	118	1	5	11	2	1
		税 務	59	56	57	55	53	4	3	1	2	2
		労 働	6	6	5	5	4	0	0	1	0	1
		農林水産	22	20	19	19	19	4	2	1	0	0
		商 工	8	8	8	10	9	2	0	0	2	1
		土 木	91	83	81	74	69	6	8	2	7	5
		小 計	315	307	293	288	278	10	8	14	5	10
	福 祉 関 係	民 生	158	153	143	136	136	4	5	10	7	0
		衛 生	47	47	47	48	45	3	0	0	1	3
		小 計	205	200	190	184	181	7	5	10	6	3
	一般行政部門計		520	507	483	472	459	17	13	24	11	13
	教 育		123	117	112	111	105	3	6	5	1	6
消 防							0	0	0	0	0	
普通会計計		643	624	595	583	564	20	19	29	12	19	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院						0	0	0	0	0	
	水 道						0	0	0	0	0	
	下 水 道	22	20	18	17	16	4	2	2	1	1	
	交 通						0	0	0	0	0	
	そ の 他	43	49	52	49	42	7	6	3	3	7	
	公営企業等会計部門計		65	69	70	66	58	3	4	1	4	8
総合計		708	693	665	649	622	17	15	28	16	27	

### 定員適正化計画における職員数の推移

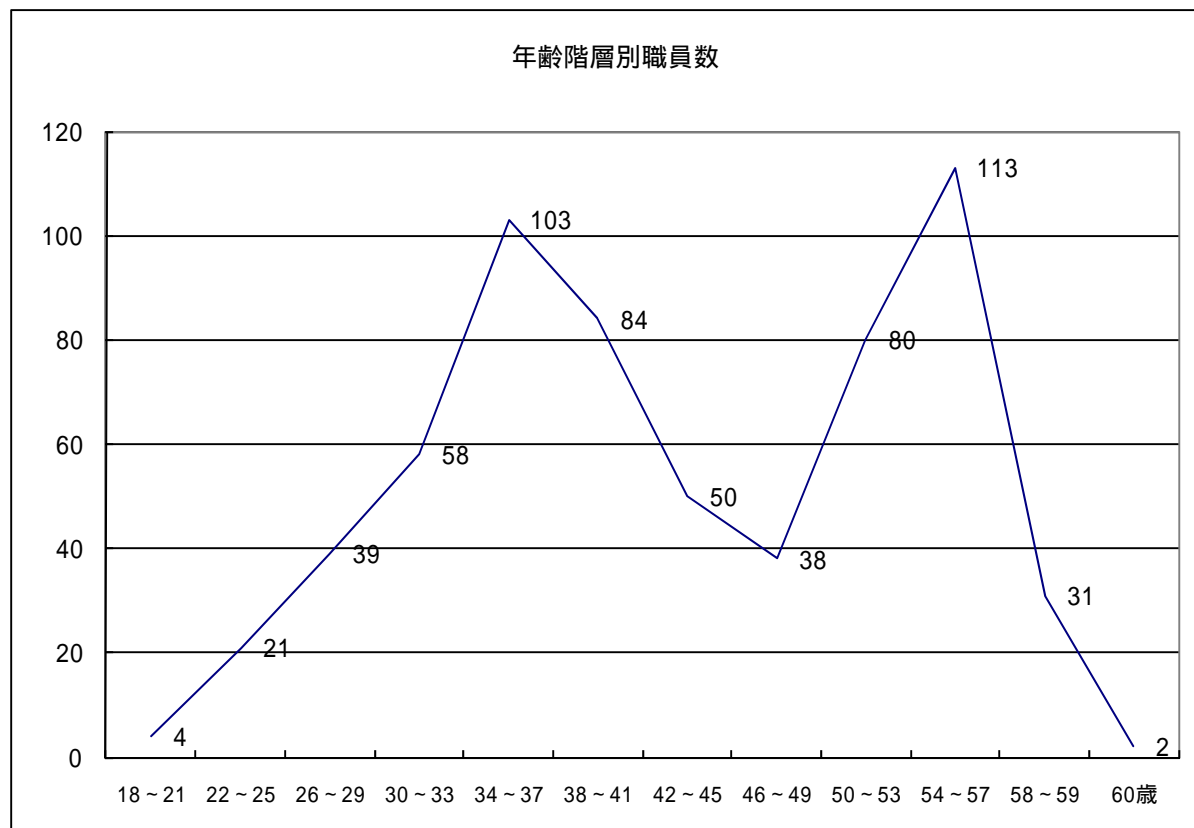
平成 22 年 4 月 1 日現在

計画前年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
725 人	708 人	693 人	665 人	649 人	623 人

各年4月1日現在の職員数

職員数に教育長を含む

### 年齢階層別職員数



行政組織の推移（市長事務部局）

	部	課	室	係	備考
昭和27年4月	-	10	-	33	市制施行
昭和45年10月	5	17	-	51	部制施行
昭和51年10月	6	26	-	75	民生經濟部を分割 (民生部・環境經濟部)
昭和55年10月	6	28	-	83	建設部を分割 (土木部・都市部)
昭和61年4月	6	28	-	76 (1)	勤労者体育センター設置 企画課を企画調整課に変更 担当制導入
平成2年4月	6	29	4	79 (2)	河川排水課設置、新庁舎・美術館建設準備室設置
平成4年7月	6	29	10	86 (4)	行政組織条例・同規則制定 市長公室廃止、企画財政部設置
平成5年4月	6	28	11	84 (3)	再開発課廃止 都市再開発室設置
平成6年4月	6	29	12	83 (3)	税務課を分割 広域幹線道路対策室設置 高齢者福祉推進室設置
平成7年4月	6	29	15	81 (3)	防災対策室設置 豊田福祉センター設置 赤目川整備推進班設置
平成8年4月	7	32	13	81 (4)	民生部・環境經濟部を再編 (市民環境部・經濟部・健康福祉部)
平成8年12月	7	32	14	81 (4)	激甚災害対策班設置
平成9年4月	7	32	16	80 (3)	行政改革推進班設置 内水対策班設置
平成10年5月	7	33	16	81 (3)	建築指導課設置
平成11年4月	7	33	18	81 (3)	介護保険室設置 二宮福祉センター設置
平成12年7月	7	33	15	83 (4)	国保年金課国民健康保険係を分割 (管理係・賦課係)
平成14年4月	7	33	17	84 (5)	障害福祉室設置 収納推進室設置 東郷福祉センター設置
平成15年9月	7	32	18	83 (6)	合併推進室設置 公設卸売市場廃止
平成17年4月	7	32	18	81 (4)	商工課を商工観光課に変更
平成18年4月	6	29	12	66 (7)	土木部・都市部を都市建設部に統合 農業集落排水室設置 高齢者福祉課を介護保険課に変更
平成19年4月	6	29	13	65 (7)	助役に代えて副市長設置 収入役の廃止、会計管理者設置 地域包括支援センター設置
平成20年10月	6	29	15	64 (6)	子育て支援室設置 企業誘致推進室設置
平成21年4月	6	31	15	63 (3)	行財政改革推進課設置 建築課設置 建築指導室設置 建築審査室設置 営繕室設置
平成22年4月	6	30	7	61 (3)	市民環境部を市民部に変更 健康福祉部を福祉部に変更 經濟部を経済環境部に変更 障害福祉室を障害福祉課に変更 介護保険課を高齢者支援課に変更 児童家庭課を子育て支援課に変更 農業集落排水室を廃止 都市建設部を再編し土木建設課・土木管理課・都市計画課・都市整備課を設置



## 第2項 計画行政の推進

### 現況と課題

#### 市民意識調査の実施

市民のライフスタイルの変化、価値観の多様化等により、市政に対する要望も複雑化・高度化しています。このような中、本市では、市民の生活意識や、市政に関する関心、期待、要望などを把握するため必要に応じて意識調査を実施しています。

今後、より一層の計画的・効率的な行政運営の確立とともに、新たなまちづくりの推進を図るため、調査をする必要があります。

#### 計画の推進

均衡と調和のとれた明るく豊かな茂原市を実現するため、その指針となる総合計画を積極的に推進していく必要があります。

また、総合計画を補完する部門別計画についても整備充実させ、諸施策の展開を図る必要があります。

#### 行政評価システムの運用

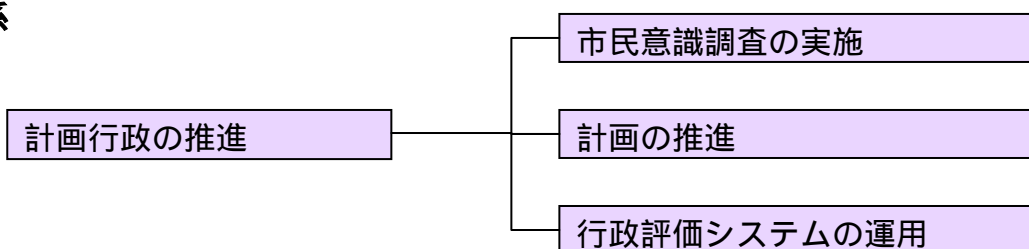
本市では、計画的な行政運営の推進にあたり、事務事業の計画どおりの執行とその効果について十分な検討をする必要があるため、成果重視の行政運営、職員の意識改革、市民満足度の向上、説明責任の向上を目指し、平成16年度から行政評価を実施し、事業の改善や見直しを図っています。

現在の評価システムが事務事業評価<sup>106</sup>であることから、今後は、施策評価<sup>107</sup>、政策評価<sup>108</sup>についても導入をする必要があります。

### 基本方針

1. 市民参加の促進を図るため、より多くの機会、場所をとらえて市民の行政に対する意見等を的確に把握するように努めます。
2. 変化の激しい時代において、常に時代潮流を的確に把握し、市民ニーズを取り入れながら柔軟性のある計画行政の運営を図ります。
3. 総合計画の目標達成に向け、事務事業の計画的な執行に努めます。
4. 本市の健全な行政運営を図るため、施策や事務事業の計画的な執行に努めます。

## 施策体系



## 事業計画

### 市民意識調査の実施

市民各層の意識・要望を集約、解析することにより、本市の現状や課題を把握し、行政運営や企画立案の基礎資料とするため、必要に応じて市民意識調査を実施します。

### 計画の推進

部門別計画の策定、見直しにあたっては、本計画と整合を図るとともに、市民ニーズを取り入れるためパブリックコメント等を活用し、一体的な推進体制の整備に努めます。

また、全ての計画において、評価・進行管理を行いながら、実態とかけ離れることのない計画行政に努めます。

### 行政評価システムの運用

行政評価結果を今後の計画に反映させ、行政の効率化を図るとともに、その情報を公表することにより、行政の透明性を確保します。

また、施策評価および政策評価システムについても、導入を図ります。

## 主要事業

- ・ 市民意識調査の実施
- ・ 次期総合計画の策定
- ・ 施策評価および政策評価システムの導入

## 第3項 財政の健全化

### 現況と課題

#### 財源の充実・強化

個人・法人市民税については、経済状況の影響を受けやすい制度の中、課税客体的確な把握と正確かつ迅速な課税が必要です。

固定資産税については、公平・適正な課税のため、年々状況変化している課税客体を的確に把握し、評価の適正化、均衡化を図る必要があります。

税収確保については、低迷する経済状況を反映して滞納の内容も複雑多様化し、納税環境は非常に厳しくなっており、納税者意識の高揚と徴収体制の充実が必要です。

使用料・手数料については、受益者負担の原則に基づく適正な見直しが必要です。

また、地域の雇用の確保および自主財源確保のため、積極的な企業誘致が必要です。

#### 財政運営の効率化

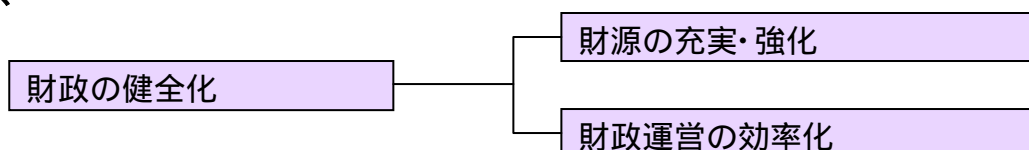
昨今の著しい社会経済環境の変化に伴い、多様化する市民ニーズに対応するため、中・長期的な財政展望に立った財源の確保と財政の一層の健全化に取り組む必要があります。

一方、債務負担行為<sup>109</sup>残高の解消に向け策定した、債務負担行為償還計画等の実施にあたっては、長期にわたり多額の財源が必要です。

### 基本方針

1. 市税の課税および納税について、税務事務の電子化を進め、簡素で効率的な税務運営を図るとともに、納税者意識の高揚と税制度の啓発を通じ、公平・適正な課税と税収確保に努めます。また、企業誘致などによる自主財源の確保に努めます。
2. 事業の緊急度、事業効果などを勘案して財源を効果的に配分し、収支の均衡を図りながら、債務負担行為残高の縮減に努めます。

### 施策体系



## 事業計画

### 財源の充実・強化

1. 正確かつ迅速な課税のため、税務事務の電子化を進め、簡素で効率的な税務運営を図ります。また、市税の税込確保を図るため、広報等による納税者意識の醸成や高揚を推進するとともに、口座振替による納税の促進及びコンビニ納付の導入等により収納の向上に努めます。
2. 使用料・手数料については、社会経済情勢を勘案しながら、受益者負担の原則に基づき、適正な見直しを図ります。
3. 地域の雇用および自主財源の確保のため、企業の積極的な誘致に努めます。

### 財政運営の効率化

財政運営については、限られた財源の厳正かつ効率的な運用を図るため、既存の制度や施策の見直しを進め、最小の経費で最大の効果を上げることが基本に、財政指標を勘案しながら、総合的かつ計画的な執行に努め、効率的な財政運営を推進します。

また、財政健全化計画および債務負担行為償還計画等との整合を図りながら、債務負担行為残高の縮減に努めます。

## 主要事業

- ・ エルタックス<sup>110</sup>付加機能の追加処理環境整備
- ・ 国税連携システム<sup>111</sup>環境整備
- ・ コンビニ納付の導入
- ・ 航空写真撮影及び地番図デジタル化の更新
- ・ 債務負担行為残高の縮減
- ・ 企業誘致助成（再掲）

## 第4項 行財政改革の推進

### 現況と課題

#### 行財政改革の推進

「茂原市の新しい行財政改革大綱」のもとで、事務事業の見直しをはじめ、組織の簡素合理化、給与の適正化、民間委託の拡大など、平成22年度まで4次にわたる実施計画を遂行し、より効果的な行財政運営に努めてきました。

また、急激な財政状況の悪化に対応するため、平成18年度から平成22年度ま

での5年間を計画期間とした財政健全化計画を策定し、収支の均衡と債務負担行為残高の圧縮を図るなど、財政の健全化に努めてきました。

しかし、景気の低迷による税収減、少子高齢化の進展や施設の老朽化に対する対応などのさまざまな行政需要の増加により、今後も厳しい行財政運営が予想されます。

### 基本方針

今後の財源確保がますます難しくなると予想される状況のもとで、行政水準を維持するとともに、福祉・子育てなどの新たなニーズに対処していくた

め、さらなる行財政改革に取り組み、限られた財源と人的資源の有効活用を図ります。

### 施策体系

行財政改革の推進

行財政改革の推進

### 事業計画

#### 行財政改革の推進

平成23年度を初年度とし、計画期間を平成25年度までの3年間とする行財

政改革大綱第5次実施計画を策定して、行財政改革の一層の推進を図ります。

## 第 5 項 行政拠点の整備

### 現況と課題

#### 本納支所の整備

現在の本納支所は、老朽化した旧庁舎を取り壊し、平成 19 年に建設した仮設事務所で業務を行っています。

今後は、複合施設として本納支所を整備する必要があります。

#### 公共施設の計画的維持管理の推進

本市の公共施設については老朽化が進んでいるため、今後の維持管理に多くの経費が掛かることが予想されます。老朽化して整備が必要となる施設については、計画的に修繕を行うことで施設の延命化を図る必要があります。

また、行政サービスの拠点である本庁舎の設備についても、年月の経過により整備が必要となります。

#### 国機関の集約

本市においては、市役所周辺を官庁街として位置づけ、その整備を進めてきました。

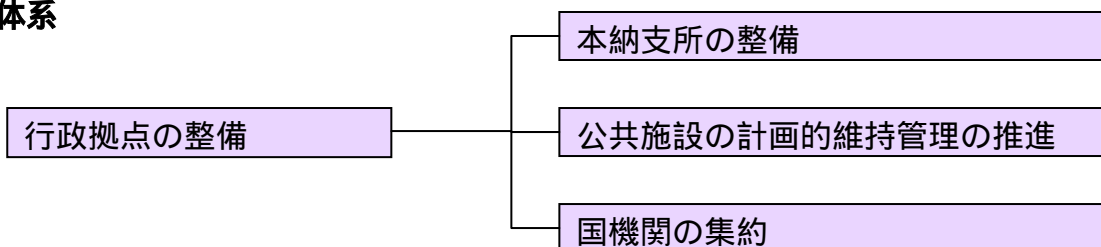
平成 3 年に千葉県長生合同庁舎、平成 8 年に市役所新庁舎が業務を開始し、平成 11 年に茂原税務署と茂原公共職業安定所が入所する茂原地方合同庁舎第一期事業が完成、平成 17 年には千葉地方法務局茂原支局が業務を開始しています。

市民はもとより周辺地域の利用者にとっても利便性の向上が図られるように、茂原地方合同庁舎第二期事業の整備を促進していく必要があります。

### 基本方針

1. 公民館との複合施設として本納支所の整備を図り、市民の利便性向上とより良い行政サービスの提供に努めます。
2. 施設の計画的で適切な維持管理に努めます。
3. 市役所周辺官庁街の景観整備に努め、美しい街並みの形成を図るとともに、茂原地方合同庁舎第二期事業の整備を促進し、公務能率および利便性の向上を図り、広域行政サービスにおける拠点的作用の向上に努めます。

#### 施策体系



## 事業計画

### 本納支所の整備

公民館との複合施設として本納支所の整備を検討します。

### 公共施設の計画的維持管理の推進

施設の適切な維持管理に努めるため、維持修繕管理計画を策定します。

### 国機関の集約

国の機関のうち、集約化の図られていない千葉地方法務局茂原支局、茂原労働基準監督署等について、建設促進を図るため、茂原地方合同庁舎第二期事業の早期整備を国に要望します。

## 主要事業

・維持修繕管理計画の策定

・国機関の集約促進

## 第6項 時代潮流にあわせた行政の推進

### 現況と課題

#### ボランティア活動等の促進

ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動は、直接的・主体的なまちづくりへの参加の機会を提供し、市民意識の高揚と個々の自立した人格形成、生きがいづくり等の観点から非常に有益な活動であり、新たな社会の担い手として期待が高まっています。

本市においても、市民が身近にボランティア活動に参加する機会が増えていることから、今後も市民参加の機会を提供するため、ボランティア意識の高揚を図るとともに、情報提供や活動拠点の場の確保が必要となります。

#### 官民協力体制の推進（PFI<sup>112</sup>等）

今後の公共施設の設計、建築、維持、管理にあたっては、民間のノウハウや資金を活用し、効率的・効果的な社会資本の整備を図るとともに、PFI等の導入を検討する必要があります。

#### 地方分権の推進

平成12年の地方分権一括法の成立以来、行政システムが中央集権型から地方分権型に変革されました。

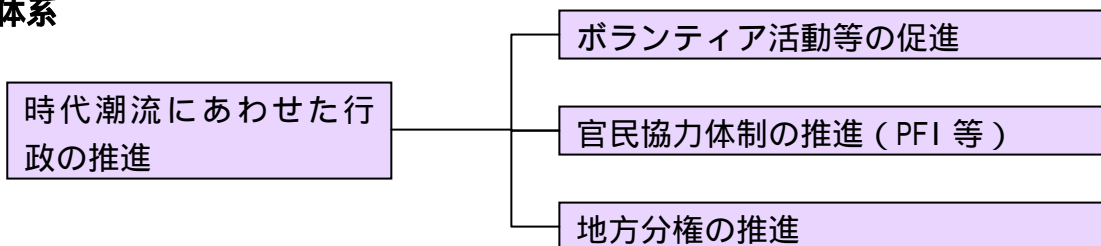
今後は、必要な財源の委譲を促すとともに、委譲される事務権限に対応できる体制を整備し、分権型社会にふさわしい自立した自治体への転換を目指すことが必要です。

### 基本方針

1. 地域住民の要望にあった心豊かなまちづくりを目指し、自立したボランタリー社会<sup>113</sup>を築くため、ボランティア活動や市民が行う自由な社会貢献活動を支える社会基盤と環境整備に努めます。
2. 官民協力による豊かなまちづくりを目指します。
3. 地方分権による個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現のため、地域の視点に立ち、市民・地域ニーズの把握と行政の政策形成能力と実現能力の向上を図るとともに、あわせて行政施策の効率的運営と財政基盤の強化に努めます。



**施策体系**



**事業計画**

**ボランティア活動等の促進**

1. ボランティア意識の高揚とボランティア活動の促進を図ります。
2. ボランティア活動の情報提供と活動拠点の確保を図ります。
3. 社会福祉協議会が運営する茂原市ボランティアセンター<sup>114</sup>をボランティア活動の総合窓口とするとともに、社会福祉協議会と連携して茂原市ボランティアセンターの充実強化を図ります。

**官民協力体制の推進 (PFI 等)**

公共施設の設計、維持、管理等に際し、PFI 等の導入を検討します。

**地方分権の推進**

1. 市民の意見を積極的に行政に反映していくため、地域づくりにおける市民と行政のかかわりについて検討を行うとともに、市民の行政への参加機会の拡大を図ります。
2. 地域の視点に立った自己責任によるまちづくりを推進していくため、研修による職員の意識改革を図るとともに、行政の政策形成能力と実現能力の向上に努めます。

## 第6節 広域行政（連携）

### 第1項 広域行政（連携）の推進

#### 現況と課題

##### 周辺自治体との協力推進

本地域における広域行政は、長生郡市広域市町村圏組合により、病院、消防、上水道、ごみ処理等の事業を共同で実施しています。

今後、ますます多様化する市民ニーズや急激な社会変化に適切に対応するため、現在の長生郡市による連携はもとより、関係する市町村と相互に協力し、連携しながら広域行政を推進していく必要があります。

##### 地方拠点都市地域の整備

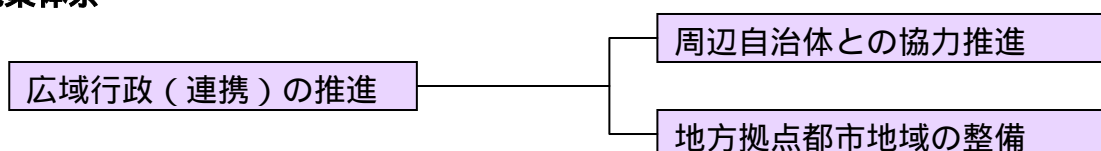
長生・山武地域は、平成6年9月に地方拠点都市地域に指定され、平成8年3月に基本計画が承認され、その後、平成18年3月に基本計画の見直しを行いました。

今後も引き続き、構成市町村が一体となり、地方拠点法<sup>115</sup>の趣旨に基づき地域の魅力やすばらしさを内外に情報発信するとともに、恵まれた豊かな自然環境との調和を図りながら、都市基盤の整備や都市機能の充実・住宅地の整備・産業業務施設などの受け皿整備を推進することにより、「職・住・遊・学」の備わった自立都市圏の形成を図る必要があります。

#### 基本方針

1. 社会の大きな変化と市民ニーズに対する的確な対応を図るため、長生郡市による連携はもとより、関係する市町村と相互に協力し、連携しながら広域行政を推進します。
2. 長生・山武地域が創造と交流によって、地域の質を高め、「職・住・遊・学」が備わった自立都市圏の形成が図れるよう努めます。

#### 施策体系



**事業計画**

**周辺自治体との協力推進**

少子高齢化・国際化・住民ニーズの多様化等に的確に対応するため、行財政の効率化とともに、都市基盤や交通体系など圏域を越えた新たな課題の発生に対し、関係市町村との機能分担を明確にし、連携を図りながら合理的、効果的な広域行政を推進します。

**地方拠点都市地域の整備**

長生・山武拠点地域の中心都市として、関係市町村と連携をしながら自立都市圏の形成を図ります。

平成22年4月1日現在

名称	設立年月日	構成市町村	共同処理事務
千葉県市町村総合事務組合	昭和30年11月1日	茂原市他35市、県下全町村、39組合、及び1広域連合	住民交通災害共済事業、住民予防接種事故救済措置、職員の退職手当の支給、公務災害に関する業務、市町村職員の共同研修、自治人材センターの運営、自治情報センターの運営、市町村職員採用試験、市町村経営の研究機関
長生郡市広域市町村圏組合	昭和46年4月1日	長生郡市7市町村	市町村圏計画の策定、ごみ処理、消防、水道事業、保健センターの運営、し尿処理、共同研修、視聴覚教材センター、病院事業、火葬場・斎場(一宮町、睦沢町、長生村及び白子町を除く)、長生郡市温水センター
九十九里地域水道企業団	昭和46年12月1日	茂原市他12市町村	水道用水供給事業

用語解説

96 ディスプレー

コンピューターの出力表示装置

97 パブリックコメント

別名意見公募手続。公的な機関が規則あるいは条例などを制定しようとするときに、広く公に（パブリック）意見・情報・改善案など（コメント）を求める手続をいう。公的な機関が規則などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すものです。

98 ICT

（Information and Communication Technology）情報通信技術を表す言葉。日本ではIT（Information Technology）が同義で使われているが、ITに「Communication（コミュニケーション）」を加えたICTの方が、国際的には定着しています。

99 e-Japan戦略

すべての国民が情報通信技術を活用し、その恩恵を最大限に享受できる社会の実現に向けて、2001年1月に決定された政府の基本戦略。

100 住民基本台帳ネットワークシステム

氏名や住所などの住民基本台帳情報を、全国の市町村を結んだネットワークを使って共有し、全国どこからでも本人確認ができるサービスをいいます。

101 総合行政ネットワーク

地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク。

102 公的個人認証サービス

インターネットを通じて、申請や届出といった行政手続などを行う際に、他人による「なりすまし」やデータの改ざんを防ぐために用いられる本人確認の手段です。

103 共同アウトソーシング

複数の市町村等が共同して情報システムの開発・運用業務などを民間企業等に外部委託（アウトソーシング）すること。これにより、民間企業等のノウハウが活用できるため、開発・運用経費を削減することができます。

104 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

仕事と生活の調和。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。平成19年12月に政府、地方公共団体、経済界、労働界の合意により「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が策定され、さまざまな取り組みが行われています。

105 ファイリングシステム

文書を有効に活用するために、一定の約束のもとに分類・整理して保管・保存し、廃棄にいたるまでの流れを体系的にシステム化した文書管理制度です。

106 事務事業評価

個別の事業単位で目標値を設定するなど、事務の執行方式等を改善することを目的とした評価。例えば、教育環境の整備のための補修事業や改修事業について、どのような方式で行えば効率的か、事業目標が達成できるか、といったことを評価します。

107 施策評価

政策分野の内部で、その政策を構成する施策について見直しを行うための評価。例えば、福祉政策の中の子育て支援施策について、どこに重点を置いていくか、といった評価になります。

108 政策評価

基本的な政策分野間の優先順位づけと選択に関わる評価。例えば、教育文化政策、健康福祉政策、生活環境政策等の間で、どれを優先するか、といったことなどを評価します。

109 債務負担行為

将来の支出を約束する行為で、数年度にまたがって行われる事業において、当該年度に契約を行い次年度以降の経費の支出を約束する行為をいいます。

110 エルタックス

インターネットを通じて、法人市民税の申告や給与支払報告書の提出などの手続きを行うためのシ

ステム。

**111 国税連携システム**

確定申告データ(税務署受付)を電子データにより送信し、市の課税データに反映させるシステム

**112 PFI**

(Private Finance Initiative)。広く、これまで公的部門が提供してきたサービスやプロジェクトの建設や運営を民間主体に委ね、行政はサービスの購入媒体となることで、民間の資金を公的部門に投入する仕組みをいいます。

参考：PPP (Public Private Partnership)官と民がパートナーを組んで事業を行うことで、PFIとの違いは、事業の企画段階から民間事業者が参加するなど、より幅広い範囲を民間に任せる手法です。"

**113 ボランティア社会**

ボランティア活動を広く捉え繋げる組織社会。

**114 茂原市ボランティアセンター**

茂原市社会福祉協議会が設置運営しているボランティアセンターで、市民とボランティア活動を結びつける窓口として「ボランティアをしたい人」や「ボランティアの力を借りたい人」の相談などに応じ、希望に合った活動を共に考え探しています。

**115 地方拠点法**

「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」の略称。平成4年5月29日制定。都市機能の増進と居住環境の向上を図るための整備を促進することで、地方の自立的な成長を牽引し、地方定住の核となるような地域を育成するとともに、産業業務機能の地方への分散等を進め、産業業務機能の全国的な適正配置を促進することを目的としています。